

1. 2025年3月期（第96期）の危機対応準備金及び特別準備金の額

危機対応準備金	1, 295億円
特別準備金	4, 008億円

2. 危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠

（1）危機対応準備金

- ・ 当金庫の当期純利益の水準は、2022年度229億円、2023年度153億円、2024年度256億円と黒字を確保しており、また、2025年3月末時点での利益剰余金は2,631億円となっている。こうした状況を踏まえ、欠損のてん補を行うことは予定していない。
- ・ 当金庫は危機対応業務を実施する責務を有しており、2025年3月末時点で有する約1兆5,000億円の危機対応融資残高に加えて、今後の経済環境や新たな危機対応業務の可能性とその初動対応も考慮し、自己資本の状況や財務の健全性とその見通しを踏まえた総合的な判断が必要である。また、2023年6月に成立した「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」において危機対応業務を実施する責務の規定が恒久化された中、その責務を確実に果たす観点で、より慎重な判断が必要である。このような状況や業務運営・財務基盤の見通しを総合的に考慮すると、現在の危機対応準備金を維持する必要があると判断され、今年度において危機対応準備金の国庫納付は実施しない。
- ・ なお、今後の国庫納付は、「危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至った」と判断できる場合に返納を検討していくが、融資先の信用リスク増加等の状況を長期的に見極め、その必要性を判断していく。

2026年3月期（第97期）の見通し

1, 295億円（前年同期比 変わらず）

（2）特別準備金

- ・ 当金庫の当期純利益の水準は、2022年度229億円、2023年度153億円、2024年度256億円と黒字を確保しており、また、2025年3月末時点での利益剰余金は2,631億円となっている。こうした状況を踏まえ、欠損のてん補を行うことは予定していない。
- ・ 他方で、当金庫は、中小企業に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行う金融機関であり、貸出金の大宗が中小企業向けとなることから、他の金融機関と比較して信用リスク・アセットが大きい状況である。
- ・ 2024年度に中期経営計画が終了したが、計画で実施してきたスタートアップ支援や事業再生支援等を差別化分野と位置づけた企業支援に取り組む姿勢を継続していく。また、2023年6月に成立した「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」に基づき、再生分野での出資業務の拡大を図るとともに、担保・経営者保証に依存しない融資等も積極的に行っている。
- ・ このため、中小企業金融の円滑化という目的に係る状況や、現状の自己資本比率や格付けの状況等を総合的に勘案すれば、引き続き自己資本の充実と財務内容の健全性の向上に取り組んでいく必要があり、今年度にお

いて国庫納付は実施しない。

- ・ なお、「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」の報告書で、一定額の積立てが求められていることを踏まえ、当金庫として今後もしっかりと安定した収益を確保し、国庫納付のための準備として、毎年度一定額の積立を行うこととする。

2026年3月期（第97期）の見通し

4,008億円（前年同期比 変わらず）